

令和4年度第1回 秋田県地域医療対策協議会

日時：令和4年8月31日（水）

午後6時～午後8時

場所：オンライン（71会議室）

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

- ① 会長選出
- ② 医師確保計画の進捗状況について
- ③ 専門研修プログラムについて
- ④ 秋田県キャリア形成卒前支援プラン(案)について

(2) 報告事項

- ① あきた医師総合支援センターのR3年度事業実績及びR4年度事業計画について
- ② へき地医療対策のR3年度実績及びR4年度計画について
- ③ 医師の時間外労働の上限規制の施行に伴う特例水準（C-1）について

4 そ の 他

5 閉 会

《配付資料》

出席者名簿

秋田県地域医療対策協議会設置要綱

委員名簿

- 資料1 医師確保計画の進捗状況
- 資料2 専門研修プログラムに関する意見案について
- 資料3 県内病院の専門研修プログラムの参加状況
- 資料4 県内病院の専門研修プログラムの参加状況（マップ）
- 資料5 医師法第16条の10の規定に基づく協議について（厚生労働省通知）
- 資料6 秋田県キャリア形成卒前支援プラン(案)
- 資料7 あきた医師総合支援センターR3事業実績及びR4事業計画
- 資料8 へき地医療対策のR3事業実績及びR4事業計画
- 資料9 医師の働き方改革の概要

参考資料1 医師確保計画の概要

令和4年度第1回秋田県地域医療対策協議会 出席者名簿

【 委 員 】(出席者)

氏 名	所 属 団 体 ・ 役 職 名 等	備 考
南 谷 佳 弘	秋田大学医学部附属病院長	
吉 原 秀 一	大館市立総合病院長	
齊 藤 研	平鹿総合病院長	
菊 池 俊 彦	由利組合総合病院副院長	軽部彰宏委員代理
三 浦 進 一	秋田県医師会副会長	小玉弘之委員代理
小 泉 ひろみ	秋田県医師会会長	
羽 渕 友 則	秋田大学医学部長	
高 橋 直 人	秋田大学総合臨床教育研修センター長・あきた医師総合支援センター長	
袴 田 健 一	弘前大学大学院医学系研究科消化器外科学講座教授	
伊 藤 智 範	岩手医科大学大学院医学研究科地域医療学分野教授	
奥 山 慎	中通総合病院長	
奈 良 正 之	国立病院機構あきた病院長	
大 塚 博 徳	地域医療機能推進機構秋田病院長	
杉 山 和	秋田県病院協会副会長	
伊多波 未 来	秋田県女医の会副会長	
三 沢 聡	秋田県市長会代表 北秋田市長代理(北秋田市健康福祉部長)	津谷永光委員代理
細 越 満	秋田県町村会副会長(小坂町長)	
伊 藤 香 葉	秋田県健康福祉部長	

18名 (敬称略)

(欠席委員)

小棚木 均 委員(秋田県病院協会長・秋田赤十字病院長)

佐々木 早苗 委員(J A あきた女性組織協議会副会長)

【 事 務 局 ／ 県 】

所 属	職 名 ・ 氏 名	
健康福祉部	次 長	石 川 修
医務薬事課医療人材対策室	室 長	石 川 由美子
	主幹(兼)班長	畠 中 和 明
	副主幹	加賀谷 匠
	主 査	伊 藤 徹 平
	主 任	菊 池 崇 文

秋田県地域医療対策協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 深刻化する医師不足や医師の偏在問題に対応し、地域の実情に応じた医療提供体制の確保と実効ある医師確保対策を検討するため、医療法第30条の23の規定に基づき、秋田県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1） 医療法第30条の23第2項各号に掲げる事項の実施に必要な事項
- （2） その他本県の医療提供体制の確保及び医師確保を図るために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、委員25人以内で組織し、委員は知事が任命する。

- 2 特定の事項を検討させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 4 専門委員は、当該特定の事項に関する検討が終了したとき又は委員の任期満了日のいずれか早い日に解任されるものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第5条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

- 2 会長が必要であると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 委員（会長及び副会長を除く。）は、やむを得ない事由があるときは、当該委員の所属する医療機関、行政機関及び団体のうちから、副院長、副市長及び准教授等の当該委員が適当と認める者を代理委員に選任し、協議会に出席させることができる。この場合において、第3項中「委員」とあるのは「委員（代理委員を含む。）」と、前項中「出席委員」とあるのは「出席委員（出席代理委員を含む。）」と読み替えるものとする。

（部会）

第7条 協議会は、議決により部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び専門委員の互選により定める。

4 協議会は、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、秋田県健康福祉部医務薬事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

附 則（令和元年7月5日医－658）

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

秋田県地域医療対策協議会委員名簿

2022.7.1現在

区 分	根拠法令	委 員 名	備考
特定機能病院	法30条の23第1項第1号	南谷 佳弘 (秋田大学医学部附属病院長)	★医師配置調整部会
公的医療機関	法30条の23第1項第3号	吉原 秀一 (大館市立総合病院長)	★医師配置調整部会
		齊藤 研 (平鹿総合病院長)	
臨床研修指定病院	法30条の23第1項第4号	軽部 彰宏 (由利組合総合病院長)	
診療に関する学識経験者団体	法30条の23第1項第6号	小玉 弘之 (秋田県医師会顧問／医療法人正和会最高顧問)	◎副会長
		小泉 ひろみ (秋田県医師会会長／秋田こどもの心と発達クリニック院長)	★医師配置調整部会
大学等医療従事者養成機関	法30条の23第1項第7号	羽渕 友則 (秋田大学医学部長)	◎会長 ★医師配置調整部会
		高橋 直人 (秋田大学総合臨床教育研修センター長)	★医師配置調整部会
		袴田 健一 (弘前大学大学院医学系研究科消化器外科学講座教授)	
		伊藤 智範 (岩手医科大学大学院医学研究科地域医療学分野教授)	
社会医療法人	法30条の23第1項第8号	奥山 慎 (中通総合病院長)	
独立行政法人国立病院機構	則30条の33の12第1号	奈良 正之 (国立病院機構あきた病院長)	
独立行政法人地域医療機能推進機構	則30条の33の12第2号	大塚 博徳 (地域医療機能推進機構秋田病院長)	
地域の医療関係団体	則30条の33の12第3号	小棚木 均 (秋田県病院協会会長／秋田赤十字病院長)	★医師配置調整部会
地域医療支援病院	法30条の23第1項第2号		
地域の医療関係団体	則30条の33の12第3号	杉山 和 (秋田県病院協会副会長／杉山病院理事長)	
公的医療機関以外の病院(民間病院)	法30条の23第1項第5号		
地域の医療関係団体	則30条の33の12第3号	伊多波 未来 (秋田県女医の会副会長／秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター健診副部長)	
関係市町村	則30条の33の12第4号	津谷 永光 (北秋田市長)	
		細越 満 (小坂町長)	
地域住民を代表する団体	則30条の33の12第5号	佐々木 早苗 (J A あきた女性組織協議会副会長)	
秋田県		伊藤 香葉 (秋田県健康福祉部長)	

任 期：2020年12月1日～2022年11月30日まで 全20名

(敬称略)